

高知県教育委員会 会議録

平成22年11月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成22年11月24日(水) 14:00

閉会 平成22年11月24日(水) 14:40

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	委員(委員長職務代理者)	小島 一久
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	久松 朋水

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育政策課長	黒沼 一郎
〃	総務福利課長	稲垣 正順
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	生涯学習課長	濱田 久美子
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	教育政策課課長補佐	唐岩 隆之
〃	文化財課課長補佐	溝渕 博彦
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	中島 勝海(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中 健(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長職務代理者 11月臨時委員会を開催する。本日の議題は、付議事件が11月臨時及び12月県議会提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 (全員挙手)

委員長職務代理者 それでは、本日の議題は非公開の取扱いとする。

【付議第1号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案(教育政策課)】

○教育政策課長説明

○質疑

教育長	ボーナス支給の基準日が12月1日であることから、12月議会前に臨時議会を開会し、議決を得ようとするもの。
委員	民間とはどのくらいの規模の事業者を想定しているのか。
教育長	従業員規模50人以上の事業所で、人事委員会がピックアップしている。
事務局	県下で約100事業所くらいを対象にしている。
職務代理者	本県は民間とそれほど格差があるのか。数字的にどのくらいか。
事務局	以前は国の給料表より高知県が高かった。今回は200円県が高い程度である。
教育長	地域給の格差などは考慮している。四国でも本県より愛媛県か香川県のどちらかが高い。
委員	教員特別手当の引き下げは、国からの提案なのか勧告なのか。
事務局	義務教育国庫負担法において給与負担金の計算式が変わったことなどから見直すものである。
教育長	給与体系にメリハリをつけていくというのが大きな流れ。部活指導などしている教員には手当を厚くしたことなどもある。このような動きについて他県や本県の実情も踏まえて適切に対応するよう県の人事委員会から意見として報告されたものである。
職務代理者	これには高等学校の教員も含まれるか。
事務局	含まれる。
職務代理者	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
職務代理者	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

職務代理者 事務局	法人化すると給与の勧告はどうか。 労使交渉で決める。予算措置は県の給与表に準拠して算定するのではないか。
教育長	勧告は適用されないが参考になる。工科大では一般事務職員の給与は参考にしているが、教員は人件費を予算総額の何%と最初から決めており、その中で決定する仕組みになっている。教授は年俸制を採用している。
職務代理者 教育長	公立大学法人として、女子大も工科大も一緒にするのか。 そのつもりだが、すぐできないと思う。工科大では理事長と学長が別と、システムも違うのでその調整に時間がかかると思う。
職務代理者 各委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手
職務代理者	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 平成22年度高知県一般会計等補正予算に係る意見聴取に関する議案（事務局各課）】

○教育政策課長が一括して説明

○質疑

教育長 事務局 教育長 事務局	（図書館活動費の）個人1名の寄付者はどなたか。 料理家の宮川先生の奥さんから200万円の寄付があった。 本の指定はないのか。 料理専門家なので、関連書籍を買ってもらうようお願いしている。
職務代理者 事務局	給与費の減額補正だが、小中高の教職員の比率はどのくらいか。 資料4頁の内訳をご覧になりたい。当初は教職員の定数を元に推計額を出しているが、臨時職員の増減で補正が大きく変わる。 結果的に見込みが甘かったということになる。
教育長	給与の減額と併せて行う補正である。
職務代理者 各委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手
職務代理者	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1～3号

原案のとおり議決